

◎新潟県告示第501号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第9条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する規程（以下「事業規程」という。）の変更を次のとおり承認した。

令和5年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 事業規程を変更した農地中間管理機構の名称

公益社団法人新潟県農林公社

2 変更概要

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知）の一部改正を踏まえて、所要の改正を行ったもの

3 承認年月日

令和5年3月31日